

中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会設置要綱

平成28年8月31日施行

(設置)

第1条 新図書館を中心とした、複合的な中心市街地拠点施設を整備するため、基本計画の策定にあたり、専門的な知見等から幅広く意見聴取を行うことを目的として、中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、基本計画の策定にあたり、拠点施設の設置場所については、平成27年度において実施された「四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議」を踏まえ、平成28年度に市として絞り込みを行った、四日市市役所庁舎東側広場とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、「中心市街地拠点施設整備基本計画」について、様々な観点から検討・協議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成29年9月30日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学識経験者が務める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

2 委員長は、必要があると認めるときには、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(基本計画の策定等)

第6条 市は、基本計画の策定にあたり、委員会で聴取した意見を十分に考慮するとともに、基本計画に反映させるよう努めるものとする。

2 市は、基本計画の策定後、市議会等の関係者と十分な協議を経たうえで、その実施に着手するものとする。

(公開)

第7条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合には、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。